

容量市場
業務マニュアル
容量停止計画の調整業務 編
(対象実需給年度：2024 年度)

2022 年 5 月 11 日 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2022 年 5 月 11 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	6
1.2	本業務の対象となる電源等	6
1.3	本業務の対象となる容量停止計画	6
第2章	容量停止計画の提出手続	10
2.1	容量停止計画の提出手続	10
第3章	容量停止計画の調整手続	28
3.1	容量停止計画の調整手続	28
第4章	容量確保契約金額の減額の確定手続	37
4.1	容量確保契約金額の減額の確定手続	37
Appendix.1	様式一覧	47
Appendix.2	図表一覧	52
Appendix.3	業務手順全体図	54

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは、対象実需給年度2024年度の容量市場に参加する容量提供事業者が実施する手順のうち、実需給年度の2年前に行う容量停止計画の提出・調整、容量停止計画の調整・訂正及び容量確保契約金額の減額の確定・訂正に関して必要な手順や容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。なお、実需給中の容量停止計画のリクワイアメントは、今後公表される容量市場業務マニュアルを参照してください。

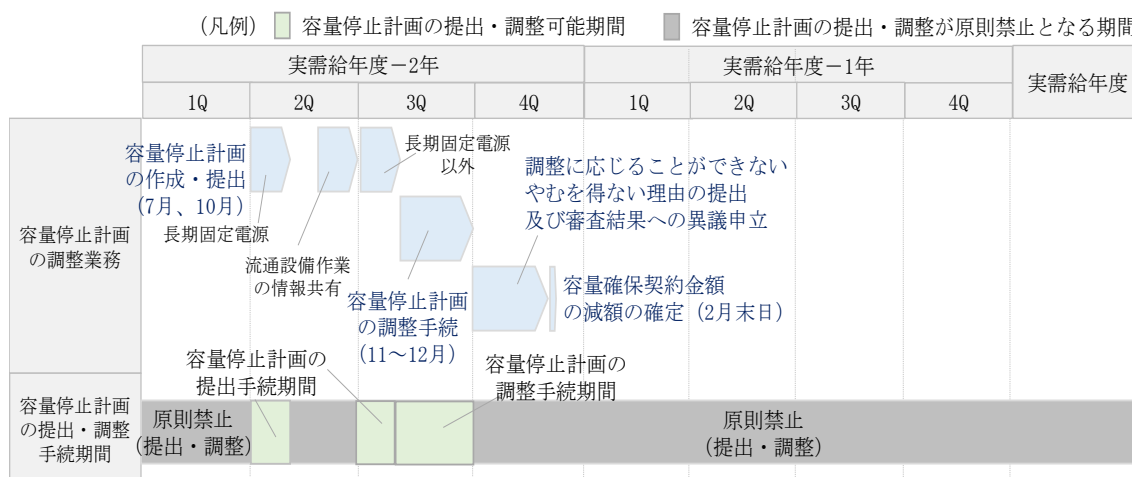


図 1-1 容量停止計画の調整業務に関する実施期間

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達又はリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

容量停止計画の調整業務は、容量停止計画の提出手続、容量停止計画の調整手続、容量確保契約金額の減額の確定手続で構成されます。

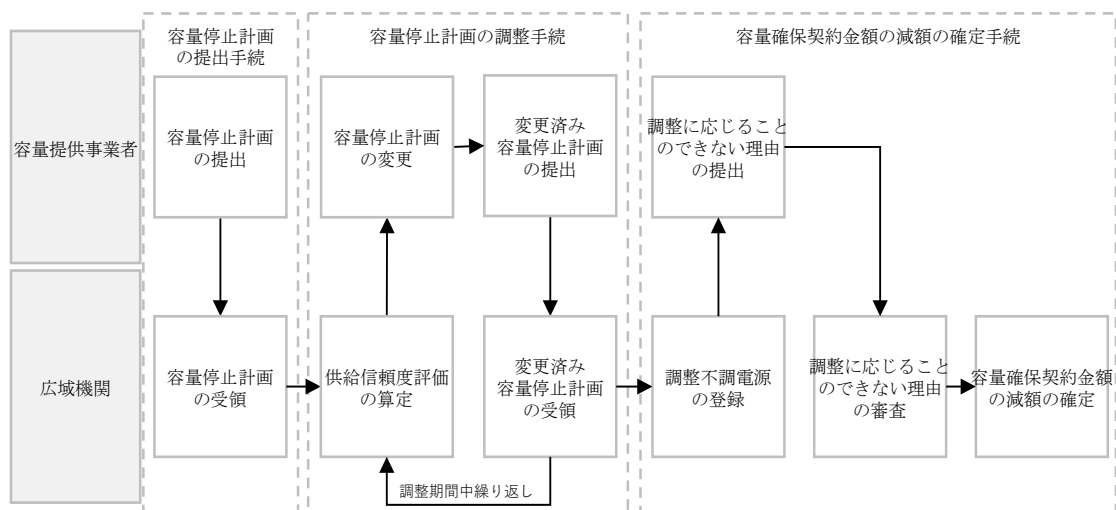


図 1-2 容量停止計画の調整業務の構成

容量停止計画の調整業務の具体的な手続に関しては第2章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.3も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる電源等
- 1.3 本業務の対象となる容量停止計画

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

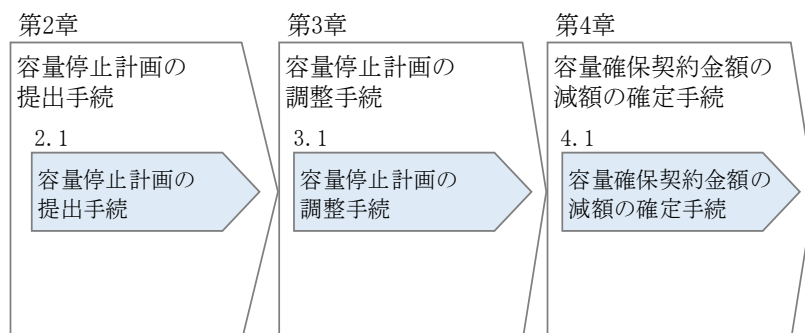


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

容量停止計画の提出手続に関する業務は第2章、容量停止計画の調整手続に関する業務は第3章、容量確保契約金額の減額の確定手続に関する業務は第4章を参照してください。

1.2 本業務の対象となる電源等

容量停止計画の調整業務の対象となる電源等は、以下となります。

- ① メインオークションで落札した安定電源及び変動電源（単独）
- ② ①の差替先となった電源等

以下の本資料においては、①、②を総称して「対象電源」といいます。

1.3 本業務の対象となる容量停止計画

対象電源により供給力を提供する容量提供事業者は、実需給年度において、以下のいずれかの理由に伴い、電源の出力が停止又は抑制（以下、出力停止等）する計画がある場合、容量停止計画を提出します（詳細は第2章を参照）。

なお、応札単位に電源が複数ある場合、容量市場システムに登録している電源等情報の詳細情報単位で容量停止計画を提出する必要があります。

- ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合
（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修を対象）
- ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合
（高圧及び低圧等の流通設備作業は対象外）
- ③ 従来からの地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

容量停止計画を提出したエリア・期間が追加設備量を利用する場合の基準又は供給信頼度確保に影響を与える場合の基準（以下、「供給信頼度の基準」という。）を満たしていない場合、容量停止計画の調整に応じていただきます。調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、経済的ペナルティにより容量確保契約金額が減額されます。

注1：対象となる容量停止計画

「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」で、計画補修、定期補修、中間補修は次のとおり定義しています。

計画補修：定期補修及び中間補修とし、発電機別に付帯作業等も考慮した実計画補修日数を考慮。

定期補修：定期的に実施する点検・補修作業で定期自主検査などが該当。

中間補修：定期補修に対し必要に応じ実施される補修。

ただし、日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、通常、停止電力としては見込みません。

注2：作業以外（事故や運用による供給力の減少、燃料制約など）に起因する出力停止等は本マニュアルの調整対象には含みません。

注3：計画補修による停止電力の算定（図 1-4 参照）

「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」で、停止電力の算定方法は次のとおり定義しています。

- ・計画補修による停止電力は、原則、月平均値とします。
- ・調整係数が適用される電源の出力可能容量は調整係数を乗じて算定します。
- ・供給力は本機関が供給区域毎に指定する記載断面³ ②月間計画の算定期間、指定時の算定期間として設定する「月間」、「前半」、「後半」の平均値として算定します。
- ・月を跨ぐ作業計画は、それぞれの月単位で出力可能量を算定します。

注4：応札単位に電源が複数ある場合

応札単位に電源が複数ある場合、各電源の供給力は、各電源の稼働状況から算定する出力可能量で評価します。応札単位に電源が複数あり、計画補修等で出力可能量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回る場合は、作業のない電源についても号機単位で出力可能量を提出する必要があります。

³ https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/sankoushiryou_2022.html

「2022 年度供給計画で供給区域ごとに指定する記載断面、各月毎の供給力算定期間」を参照。

ただし、作業停止などを踏まえて応札容量を決定している場合、各号機の計画補修時においても出力可能量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回ることがなければ、容量停止計画の提出を省略することができます。なお、純揚水のアセスメント対象容量は、変動電源のアセスメント対象容量と異なり調整係数が反映されていないため、純揚水の出力可能量と比較する対象は純揚水のアセスメント対象容量に調整係数を乗じた値とします。

注5：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者から情報共有を受け、作業調整を行ったうえで、容量停止計画を提出する必要があります。

注6：端数処理について

出力可能容量の単位は1kWとし、小数点以下第1位を切り捨てとします。

月平均値の算出例（月間）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・4月1日～10日まで計画補修
- ・算定期間：月間

【算出】

停止電力の月平均値

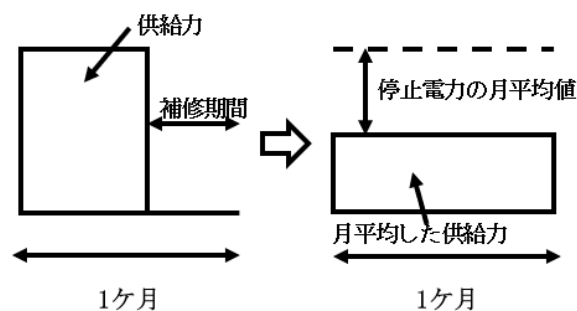
$$1,000\text{kW} \times (10 \div 30 \text{日}) = 333.3\text{kW}$$

月平均した供給力（出力可能容量※1）

$$1,000\text{kW} - 333.3\text{kW} = 666\text{kW} \text{ ※2}$$

※1：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※2：小数点以下第1位切り捨て



月平均値の算出例（後半）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・6月10日～20日まで計画補修
- ・算定期間：後半※1

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (5 \div 16 \text{日}) = 312.5\text{kW}$$

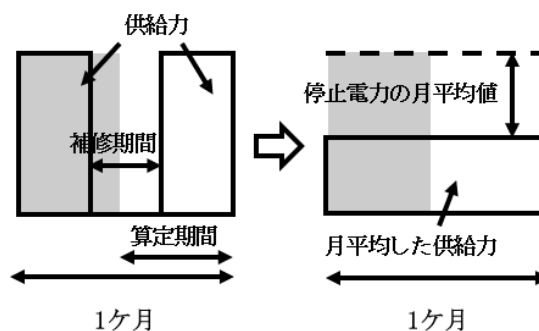
月平均した供給力（出力可能容量※2）

$$1,000\text{kW} - 312.5\text{kW} = 687\text{kW} \text{ ※3}$$

※1：31日の月は16日～31日（16日）となる

※2：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※3：小数点以下第1位切り捨て



月平均値の算出例（月を跨ぐ作業）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・4月10日～5/5日まで計画補修
- ・算定期間：月間

【算出】

停止電力の月平均値

$1,000\text{kW} \times (20\text{日} \div 30\text{日}) = 666.7\text{kW}$ (4月)

$1,000\text{kW} \times (5\text{日} \div 31\text{日}) = 161.3\text{kW}$ (5月)

月平均した供給力（出力可能容量※1）

$1,000\text{kW} - 666.7\text{kW} = 333\text{kW}$ (4月) ※2

$1,000\text{kW} - 161.3\text{kW} = 838\text{kW}$ (5月) ※2

※1：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※2：小数点以下第1位切り捨て

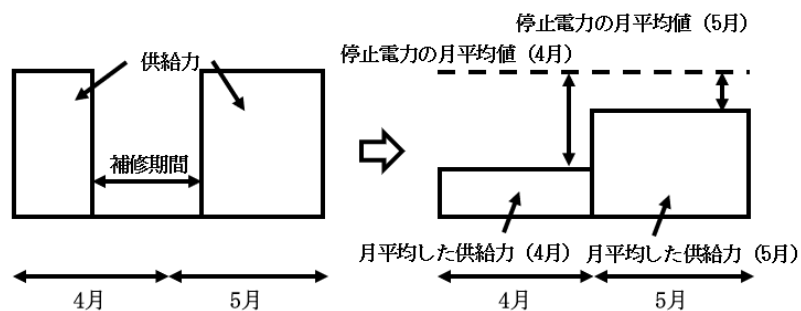


図 1-4 月平均値の算定方法

第2章 容量停止計画の提出手続

本章では、容量停止計画の提出手続に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 容量停止計画の提出手続

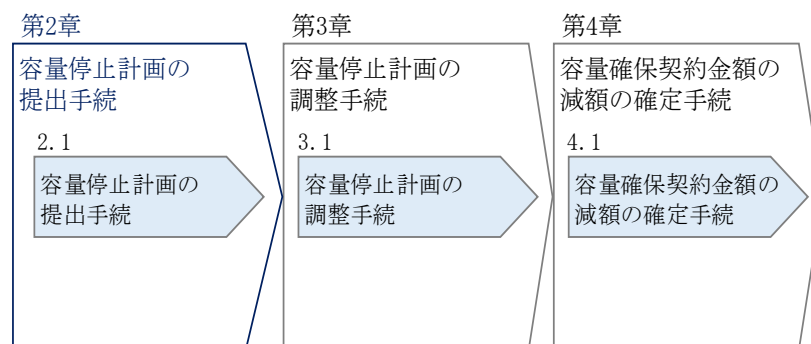


図 2-1 第2章の構成

2.1 容量停止計画の提出手続

本節では、容量停止計画の提出手続について以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

- 2.1.1 作業停止計画の共有
- 2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出手続
- 2.1.3 流通設備作業の情報共有
- 2.1.4 容量停止計画の提出手続
- 2.1.5 容量市場システムへの提出

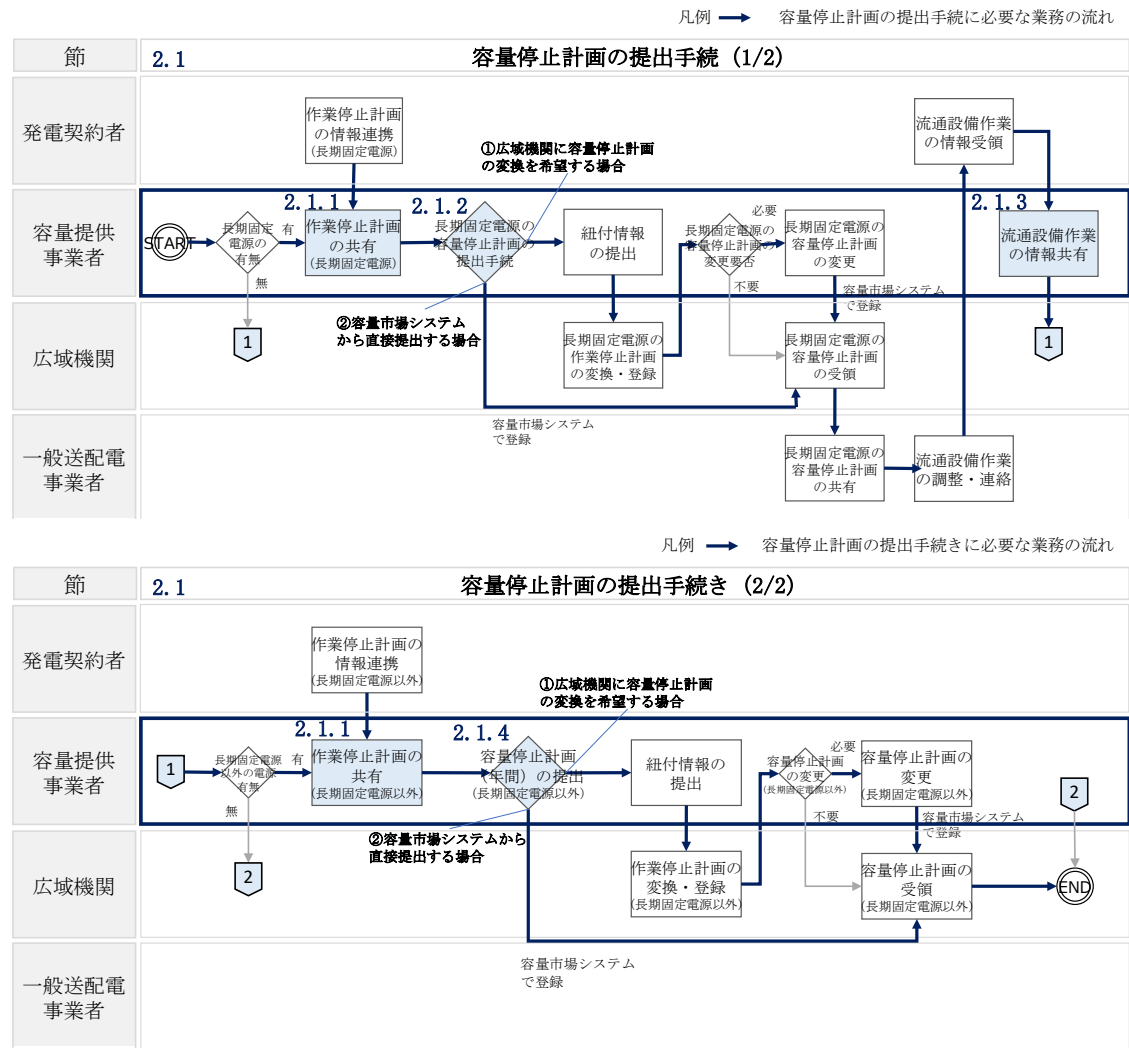


図 2-2 容量停止計画の提出手続の詳細構成

注：作業停止計画から容量停止計画への変換

本章『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出手続』及び『2.1.4 容量停止計画の提出手続』に際し、別途発電契約者が広域機関システム⁴に登録している作業停止計画（年間）から容量停止計画への変換を容量提供事業者が希望する場合、各手続で定める提出期限までに広域受付番号入力シート（様式1）を提出してください。その後、本機関にて容量停止計画への変換を行い、容量市場システムに登録します。

広域受付番号入力シートには、容量市場システムに登録されている「事業者コード（4桁）」、「電源等識別番号（10桁）」、「枝番」と広域機関システムに作業停止計画に登録した際に附番される「広域受付番号（7桁）」を記載し、提出してください。なお、変換を希望しない容量提供事業者は、各手続で定める提出期限までに、容量市場システムに容量停止計画を提出する必要があります。

2.1.1 作業停止計画の共有

本項では、作業停止計画の共有について説明します（図2-3参照）。

2.1.1.1 作業停止計画（年間）の共有

2.1.1 作業停止計画の共有

2.1.1.1

作業停止計画（年間）
の共有

図2-3 作業停止計画の共有

2.1.1.1 作業停止計画（年間）の共有

発電契約者は、電力設備の点検や修繕等の作業停止計画を作業停止計画調整マニュアルに基づき提出する必要があります。発電契約者が広域機関システムへ作業停止計画に登録する方法については、広域機関システム操作マニュアル入力支援ツール（作業停止計画）⁵を参照してください。

⁴ 広域機関システムは、本機関が発電や需要等の各種計画を受け付け、需給状況や連系線管理等の業務を行うためのシステムです。当該システムの利用に当たっては「広域機関システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

⁵ <https://www.occto.or.jp/octosystem2/manual.html>

容量提供事業者は、発電契約者が提出した作業停止計画（年間）について発電契約者から情報共有を受け、本章『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出手続』及び『2.1.4 容量停止計画の提出手続』において作業停止計画と整合を図ったうえで容量停止計画（年間）を提出する必要があります。

容量市場に参加する電源について、別途発電契約者より作業停止計画（年間）を本機関に提出している場合、本章『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出手続』及び『2.1.4 容量停止計画の提出手続』において、作業停止計画から容量停止計画への変換が可能となります。

作業停止計画から容量停止計画への変換を希望する場合には、容量市場システムに登録されている「事業者コード（4桁）」、「電源等識別番号（10桁）」、「枝番」と広域機関システムに作業停止計画を登録した際に附番される「広域受付番号（7桁）」が必要となります。各手続で定める提出期限までに、広域受付番号入力シート（様式1）を本機関のホームページ⁶よりダウンロードし、必要な項目を入力して電子メールにより受付窓口（xxxx@occto.or.jp）まで送付してください。提出する際の広域受付番号入力シートのファイル名は「広域受付番号入力シート_事業者コード（4桁）_対象実需給年度」としてください。

反映を希望しない容量提供事業者は、各手続で定める提出期限までに、容量市場システムに作業停止計画と整合した容量停止計画を自ら提出する必要があります。

例）広域受付番号入力シートのファイル名

広域受付番号入力シート_0123_2024.xlsx
事業者コード 対象実需給年度

表 2-1 広域受付番号入力シートの記載項目一覧

項目	備考
事業者コード	提出する容量停止計画の事業者コード（4桁）を入力
電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号（10桁）を入力
枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 ※応札単位に電源が複数ない場合は「1」を入力
広域受付番号	作業停止計画値出時に広域機関システムにより発番された広域受付番号（7桁）を入力

⁶ https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出手続

本項では、長期固定電源の容量停止計画の提出手続について説明します（図 2-4 参照）。

2.1.2.1 長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出手続

2.1.2 長期固定電源の 容量停止計画の提出手続

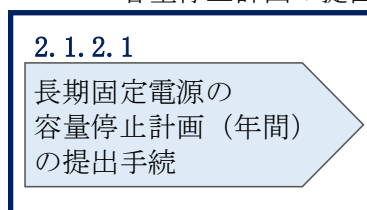


図 2-4 長期固定電源の容量停止計画の提出手続

2.1.2.1 長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出手続

当該年度において長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）に出力抑制等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則としております。当該年度において出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める長期固定電源を保有する容量提供事業者は、2022年7月末日までに、容量市場システムに該当する長期固定電源の容量停止計画（年間）を提出する必要があります。その他の長期固定電源は「2.1.4.1 容量停止計画（年間）の提出手続」にて2022年10月末日までに容量停止計画（年間）を提出する必要があります。容量市場システムへの長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出方法は『2.1.5.1 容量市場システムへの提出』を参照してください。

なお、長期固定電源の作業停止計画（年間）から長期固定電源の容量停止計画（年間）への変換を希望する場合には、2022年7月末日の10営業日前までに、広域機関システムへの長期固定電源の作業停止計画（年間）を登録し、広域受付番号入力シート（様式1）を電子メール（xxxx@occto.or.jp）により、本機関まで送付してください。翌営業日に本機関にて容量停止計画（年間）に変換し、容量市場システムに登録します。提出する際の広域受付番号入力シートのファイル名は「広域受付番号入力シート_事業者コード（4桁）_対象実需給年度」としてください。

例）広域受付番号入力シートのファイル名

広域受付番号入力シート_0123_2024.xlsx
事業者コード 対象実需給年度

長期固定電源の容量停止計画（年間）が容量市場システムに登録されると、容量市場システムより登録通知メールが発出されます。

作業停止計画（年間）を変換した場合、登録通知メールの受領後は必ず変換された長期固定電源の容量停止計画（年間）の内容を確認してください。容量市場システムに登録された長期固定電源の容量停止計画（年間）の修正が必要と判断した場合は、2022 年 7 月末日までに、容量市場システムに修正後の長期固定電源の容量停止計画（年間）に登録する必要があります。修正方法は『2.1.5.1 容量市場システムへの提出』を参照してください。

長期固定電源の容量停止計画（年間）は作業ごとに提出する必要があります。同年度内に複数の作業がある場合、それぞれの作業で個々に長期固定電源の容量停止計画（年間）を提出してください。また、月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能量を算定し、個々に長期固定電源の容量停止計画（年間）を提出してください。

注 1：本機関において変換した容量停止計画の確認

本機関において作業停止計画から容量停止計画に変換する際に、次の前提で停止電力を算定します。

- ・作業停止期間の供給力は 0kW として月平均値を算定。
- ・応札単位に複数の電源がある場合、各電源の設備容量で停止電力を按分。
- ・停止時間は考慮せず、停止日単位で停止電力の月平均値を算定。
- ・算定した出力可能量が 0kW となる場合は、1kW に修正する。

容量停止事業者が自ら算定した停止電力の月平均値と異なる場合は、容量市場システムから必ず容量停止計画を変更してください。

注 2：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者から情報共有を受け、作業調整を行ったうえで、容量停止計画を提出する必要があります。

注 3：容量停止計画提出後の変更について

2022 年 7 月末日までに、容量市場システムに流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画（年間）を提出した以降は、属地一般送配電事業者と同調に関係する他の事業者の同意が得られることを条件に追加・変更が認められます。

2.1.3 流通設備作業の情報共有

本項では、流通設備作業の情報共有について説明します（図 2-5 参照）。

2.1.3.1 流通設備作業の情報共有

2.1.3 流通設備作業の情報共有

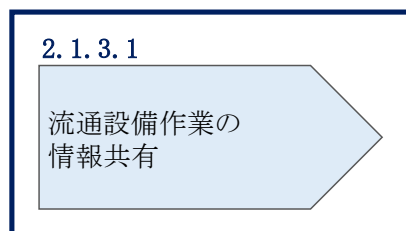


図 2-5 流通設備作業の情報共有

2.1.3.1 流通設備作業の情報共有

属地一般送配電事業者は、『2.1.2.1 長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出手続』において提出された容量停止計画に同調することを原則とし電源の出力制約等を伴う流通設備作業を調整し、当該流通作業に関する以下の事項（表 2-2 流通設備作業参照）について、2022 年 9 月末日までに、発電制約が必要となる発電契約者に EXCEL ファイル（様式 2）にて通知されます。

なお、流通設備の作業は、同調に関係する他の事業者の同意が得られることを前提に作業計画の追加・変更を可能とし、追加・変更があった場合は属地一般送配電事業者から追加・変更後の流通設備作業を発電制約が必要となる発電契約者に通知されます。

容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者に通知された内容について発電契約者から情報共有を受け、『2.1.4 容量停止計画の提出手続』において容量停止計画（年間）を提出する必要があります。

表 2-2 流通設備作業として通知される事項

項目	備考
作業停止範囲	対象となる流通設備名及び番号
作業開始時刻	流通設備作業の開始時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
作業終了時刻	流通設備作業の終了時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分

項目	備考
作業内容	流通設備作業の内容
制約開始時刻	作業制約の開始時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
制約終了時刻	作業制約の終了時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
制約対象発電機	制約の対象となる発電機
制約量	流通設備作業に伴う発電制約一覧（別紙）で確認
制約理由	制約の理由

注1：流通設備作業に関する事項の通知について

流通設備作業に関する事項については、属地一般送配電事業者から発電制約が必要となる発電契約者に通知されます。

なお、2022 年 9 月末に通知のされる内容は、次に示す流通設備作業のすべてを満たすことを基本とし、各エリアの系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知されます。なお、9 月末以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、次の条件に関わらず、都度通知されます。

- ・ 広域連系系統における作業停止計画
- ・ 停止期間が 30 日程度を超える作業停止計画
- ・ 流通設備作業により発電抑制を伴う作業停止計画

注2：流通設備作業に伴う発電制約一覧（別紙）について

属地一般送配電事業者が制約量を「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」及び「発電機作業停止がない場合における発電制約量（送電端）」の2種類で通知した場合、「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」の制約量を用いて検討をお願いいたします。

特殊日は需要等に影響がある日として属地一般送配電事業者毎に定めます。

2.1.4 容量停止計画の提出手続

本項では、容量停止計画（年間）の提出手続について説明します（図 2-6 参照）。

2.1.4.1 容量停止計画（年間）の提出手続

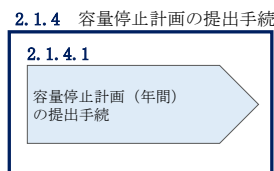


図 2-6 容量停止計画の提出手続

2.1.4.1 容量停止計画（年間）の提出手続

実需給期間中に出力停止等を必要とする電源を有する場合は、2022 年 10 月末日までに、容量市場システムに容量停止計画（年間）を提出する必要があります。

ただし、『2.1.2.1 長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出手続』において、長期固定電源の容量停止計画（年間）を提出している場合、再提出は不要となります。

容量市場システムへの容量停止計画（年間）の提出方法は『2.1.5.1 容量市場システムへの提出』を参照してください。

なお、作業停止計画（年間）から容量停止計画（年間）への変換を希望する場合には、2022 年 10 月末日の 10 営業日前までに、広域機関システムへの作業停止計画（年間）を登録し、広域受付番号入力シート（様式 1）を電子メール

(xxxx@occto.or.jp)により、本機関まで送付してください。翌営業日に本機関にて容量停止計画（年間）に変換し、容量市場システムに登録します。提出する際の広域受付番号入力シートのファイル名は「広域受付番号入力シート_事業者コード（4桁）_対象実需給年度」としてください。

例) 広域受付番号入力シートのファイル名

広域受付番号入力シート_0123_2024.xlsx

事業者 コード	対象 実需給年度
------------	-------------

容量停止計画（年間）が容量市場システムに登録されると、容量市場システムより登録通知メールが発出されます。作業停止計画（年間）を変換した場合、登録通知メールの受領後は必ず変換された容量停止計画（年間）の内容を確認してください。容量市場システムに登録された容量停止計画（年間）の修正が必要と判断した場合は、2022 年 10 月末日までに、容量市場システムに修正後の容量停止計画（年間）を登録

する必要があります。修正方法は『2.1.5.1 容量市場システムへの提出』を参照してください。

容量停止計画（年間）は作業ごとに提出する必要があります。同年度内に複数の作業がある場合、それぞれの作業で個々に容量停止計画（年間）を提出してください。また、月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能量を算定し、個々に容量停止計画（年間）を提出してください。

注1：本機関において変換した容量停止計画の確認

本機関において作業停止計画から容量停止計画に変換する際に、次の前提で停止電力を算定します。

- ・作業停止期間の供給力は0kWとして月平均値を算定。
- ・応札単位に複数の電源がある場合、各電源の設備容量で按分。
- ・停止時間は考慮せず、停止日単位で停止電力の月平均値を算定。
- ・算定した出力可能量が0kWとなる場合は、1kWに修正する。

容量停止事業者が自身で算定した停止電力の月平均値と異なる場合は、容量市場システムから必ず容量停止計画を変更してください。

注2：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者から情報共有を受け、作業調整を行ったうえで、容量停止計画を提出する必要があります。

2.1.5 容量市場システムへの提出

本項では、容量停止計画の容量市場システムへの提出方法について説明します（図 2-7 参照）。

2.1.5.1 容量市場システムへの提出

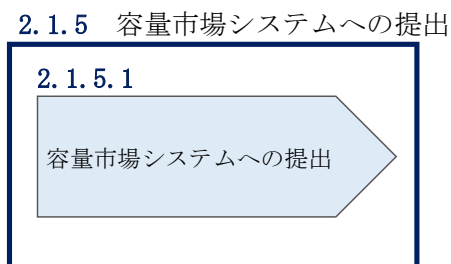


図 2-7 容量市場システムへの提出

2.1.5.1 容量市場システムへの提出

容量停止計画（年間）の提出は、容量市場システムからダウンロードする CSV ファイルを用います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号（10 桁）」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します（図 2-8 参照）。2 行目以降（ボディ部分）のダブルクォーテーション「"」を全て削除してから編集してください。各項目は、カンマ「,」によって区切られており、以下の記載項目一覧（表 2-3 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧参照）に沿って、停止情報を記載してください。

なお、容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめて提出することも可能です。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- ・1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号(10桁)をファイル名に記載してください。
- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。
- ・月を跨る作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- ・複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除のうえ提出してください。

- ・1 ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号（10 桁）をファイル名に記載してください。

- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。

- ・月を跨る作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。

- ・複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。

- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除のうえ提出してください。

ヘッダ部分・・・ダブルクォーテーションを削除しない

【容量停止計画設定 CSV 出力時】

[illegible]

ボディ部分・・・ダブルクォーテーションを削除する

必要事項を入力する（表 2-3 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧）を参照

【停止情報追加後】

容量停止計画ID	"実需給年度"	"電源等識別番号"	"電源等の名称"	"受電地点特定番号"	"枝番"	"停止設備(号機単位)の名称"	"系統コード(号機単位)"	作業開始年月日	作業開始時分	作業終了年月日	作業終了時分	広域受付番号	出力可能容量[kW]	容量停止計画登録状況
2024_0000006102	Ph3	電源Y02	安定1	1330000000000000000000000007	1	1号機	11111	20240401	1200	20240430	1200	1234567	1500	,1
2024_0000006102	Ph3	電源Y02	安定1	1330000000000000000000000007	2	2号機	11111	20240401	1200	20240430	1200	1234568	1500	,1
2024_0000006102	Ph3	電源Y02	安定1	1330000000000000000000000007	3	3号機	11111	20240401	1200	20240430	1200	1234569	1500	,1

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 2-8 容量停止計画設定 CSV

表 2-3 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

左からの順番	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号（10 桁）を入力
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力
⑤	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号（22 桁）を入力
⑥	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力
⑦	停止設備（号機単位の名称）	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力
⑧	系統コード（号機単位）	提出する容量停止計画の電源等の系統コード（5 桁）を入力
⑨	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 1 日に作業開始の場合「20241001」と入力
⑩	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05 に作業開始の場合「0905」と入力
⑪	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例：2024 年 10 月 3 日に作業終了の場合「20241003」と入力
⑫	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05 に作業開始の場合「0905」と入力

左からの順番	項目	留意点
⑬	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号（7桁）を入力 なお、広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、空欄となります。
⑭	出力可能容量[kW]	1以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が0kWの場合は「1」と入力してください
⑮	容量停止計画登録状況	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
⑯	登録区分	1, 2, 3のいずれかの数字を入力してください 1：初回登録 2：変更（2回目以降） 3：取消

容量停止計画の入力後、保存をして容量市場システムに提出します。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください。

例）ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_2024_0123456789_R0.CSV

事業者	対象	電源等	変更
コード	実需給年度	識別番号	回数

例）ファイルを2個に分割する場合

1 個目：容量停止計画_0123_2024_0123456789_A1_R0.CSV

事業者	対象	電源等	枝番	変更
コード	実需給年度	識別番号		回数

2 個目：容量停止計画_0123_2024_0123456789_A2_R0.CSV

事業者	対象	電源等	枝番	変更
コード	実需給年度	識別番号		回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画（年間）を選択します。容量停止計画（年間）のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します（図 2-9 参照）。

注：実需給前年度の容量停止計画の提出

容量停止計画の調整手続は、原則 2022 年 12 月末日まで行います。容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、突発的な事象や一般送配電事業者との調整によって容量停止計画の調整期間の終了以降に容量停止や抑制が必要となった場合は、例外的に容量停止計画の調整期間の終了以降にも容量停止計画の提出が認められます。判明次第直ちに容量市場システムに容量停止計画を登録してください。

なお、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの 1.5 倍の経済的ペナルティが科される場合があります。

容量市場システム

ログイン日時: 2021/02/03 14:47
ユーザ名: 基幹 ア(フェーズ2) ログアウト

一括登録・変更画面

TOP > 参加登録 > 一括登録・変更 > 一括登録・変更画面

ファイル種別 * ファイル種別を選択してください。
9:容量停止計画登録・変更

アップロードファイル * アップロードファイルを選択してください。
(アップロードファイル名)

ファイル選択

アップロード

ポータル
トップ

Copyright ©2010. All Rights Reserved.

容量停止計画（年間）を「ファイル選択」
ボタンから選択し、アップロードボタンを
クリックしてください。

図 2-9 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、容量停止計画が正しく登録できているか確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます。(図 2-10 参照)

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておりませんので、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV 出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し⁷、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

「登録結果」を確認し、「OK」と表示されている容量停止計画は正しく登録できています。「NG」と表示されているものは、正しく登録できておりませんので、原因を確認して再登録してください。

選択	登録ファイル名	事業者コード	参加登録申請者名	ユーザID	登録日時	登録結果
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010101.csv	7Y93	事業者〇	U300094505	2021/02/04 10:47:20	NG
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010101.csv	7Y93	事業者〇	U300094505	2021/02/04 11:29:42	NG
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010101.csv	7Y93	事業者〇	U300094505	2021/02/04 12:32:29	OK

図 2-10 一括登録・変更結果確認画面

容量停止計画を間違えて提出してしまった場合、提出した容量停止計画を取り下げることができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます(図 2-11 参照)。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取り下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げることができます(図 2-12 参照)。ただし、「容量停止計画登録状況」が「登録確認待」「変更確認待」となっている場合のみ取り下げることができます。

⁷ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、TXT ファイル以外の形式で開いても問題ありません。ご利用のコンピュータによっては、EXCEL 形式で開くと文字化け等によりうまく読み込めないことがあります。その場合は TXT ファイル形式で開き、内容を確認してください。

図 2-11 容量停止計画一覧画面イメージ

取り下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げることができます

図 2-12 容量停止計画の取下げイメージ

本章では、容量停止計画の調整手続に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

第2章
容量停止計画の
提出手続

2.1
容量停止計画の
提出手続

第3章
容量停止計画の
調整手続

3.1
容量停止計画の
調整手続

第4章
容量確保契約金額の
減額の確定手続

4.1
容量確保契約金額の
減額の確定手続

図 3-1 第 3 章の構成

本節では、容量停止計画の調整手続について以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 調整が必要なエリア・時期の確認
- 3.1.2 容量停止計画の変更検討
- 3.1.3 変更済み容量停止計画の提出手続

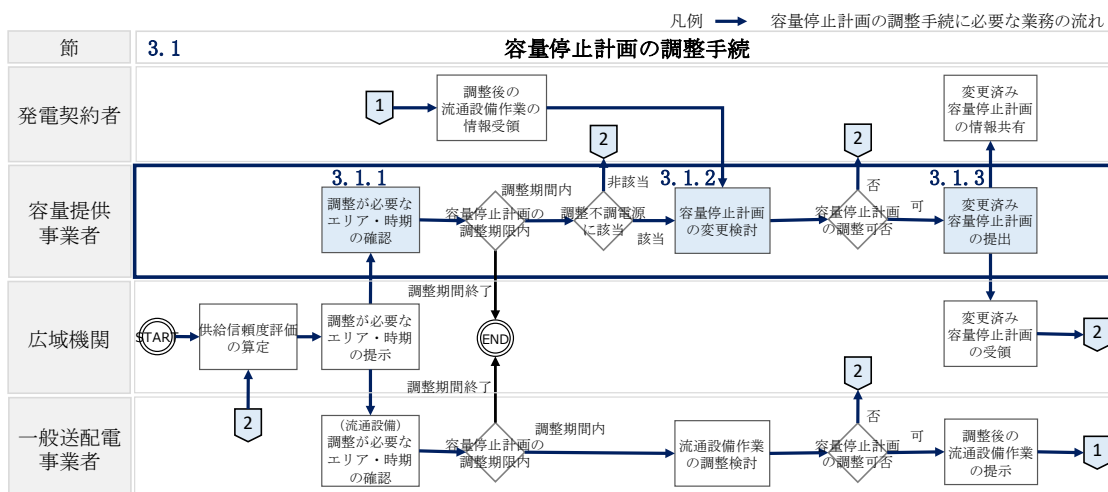


図 3-2 容量停止計画の調整手続の詳細構成

注1：調整期間における手続の繰り返しについて

容量停止計画の調整が必要である場合は、調整期間の間に容量停止計画の追加・変更ができます。したがって、容量提供事業者は、必要に応じて『3.1.1 調整が必要なエリア・時期の確認』から『3.1.3 変更済み容量停止計画の提出手続』を期間中に繰り返し行うこととなります。なお、容量停止計画の調整期間は、原則2022年11月1日から12月末日の間とし、供給力の確保状況により調整期間を延長する場合があります。

注2：調整期間の終了について

容量停止計画の調整期間が終了すると、『4.1 容量確保契約金額の減額の確定』に移行します。容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更が認められていません。

注3：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について

容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。

同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。判明次第直ちに容量市場システムに容量停止計画（年間）を登録してください。

また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

3.1.1 調整が必要なエリア・時期の確認

本項では、調整が必要なエリア・時期の確認について説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 調整が必要なエリア・時期の確認

3.1.1 調整が必要なエリア・時期の確認

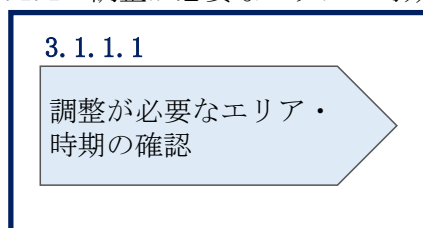


図 3-3 調整が必要なエリア・時期の確認

3.1.1.1 調整が必要なエリア・時期の確認

本機関が次の処理を行った場合、対象となる容量提供事業者には通知メールで通知されます。

- ① 本機関において調整が必要なエリア・時期の算定を行った場合
- ② 特定のエリア・時期で供給力が一定の水準を下回り、電源が調整不調電源として登録された場合
- ③ 一度調整不調電源として登録された後、作業調整の結果、調整不調電源でなくなった場合

調整不調電源として登録された場合及び登録状況が変更された場合、調整が必要なエリア・時期の算定を行った場合の通知メールは、容量市場システムの事業者情報に登録されているメールアドレス及び管理者のユーザ ID（2 件）に登録されているメールアドレスに対して送付されます。

調整が必要なエリア・時期は通知メール及び容量市場システム上で確認ができます。容量市場システム上で確認する場合、容量市場システム「ポータルトップ画面」の「ホーム」タブから「ホーム」リンクをクリックして、トップ画面へ進みます。トップ画面の「お知らせ一覧」に表示されているお知らせのうち、「調整が必要なエリア・時期」が記載されているお知らせをクリックし、PDF ファイル（図 3-4 参照）をダウンロードします。ファイルを確認し、調整が必要なエリア・時期の確認を行ってください。

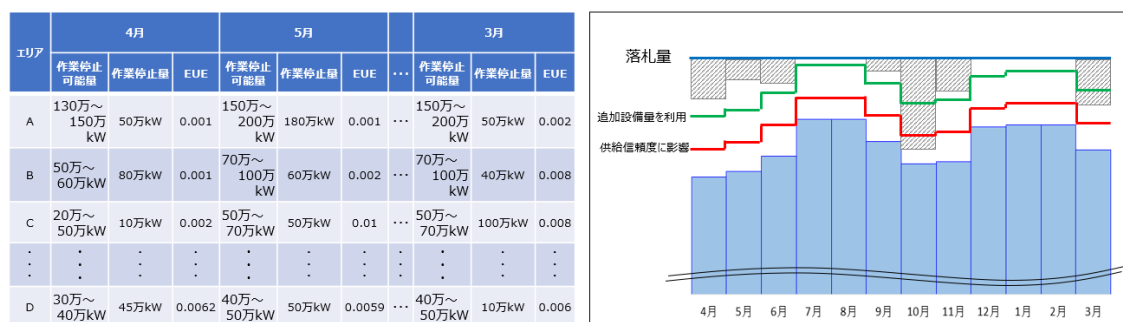


図 3-4 調整が必要なエリア・時期の情報イメージ

調整不調電源としての登録状況は、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧」画面へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独））」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックします。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」「広域機関判断結果」を確認してください（図 3-5 参照）。電源が調整不調電源として登録された場合、作業調整の結果に基づく「日数」「減額率[%]」が表示されます。電源が調整不調電源でない場合は、「広域機関判断結果」が「調整不調対象外」と表示されます。

＜電源が調整不調電源として登録された場合＞

実需給年度	2044	
事業者コード	7103	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者0000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[X]	50.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率[%]	6.0000
	広域優待判断結果	
登録状況	未登録	

＜電源が調整不調電源でない場合＞

実需給年度	2044	
事業者コード	7104	
参加登録申請者名	事業者D	
電源等識別番号	0000010123	
電源等の名称	事業者0000_安定5	
受電地点特定番号	2345678901234567890125	
系統コード	20045	
エリア名	関西	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[X]	50.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	0.0000
	減額率[%]	0.0000
	広域優待判断結果	調整不調対象外
登録状況	未登録	

図 3-5 調整不調電源としての登録状況の画面イメージ

3.1.2 容量停止計画の変更検討

本項では、容量停止計画の変更検討について説明します（図 3-6 参照）。

3.1.2.1 容量停止計画の調整可否の確認

3.1.2 容量停止計画の変更検討

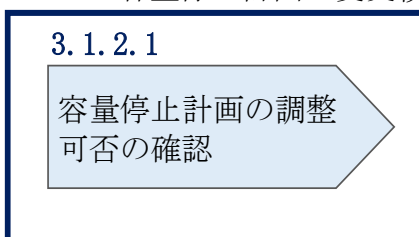


図 3-6 容量停止計画の変更検討

3.1.2.1 容量停止計画の調整可否の確認

容量停止計画を提出した電源のうち、本機関から調整不調電源として登録された旨が通知された電源は、調整に応じることができないやむを得ない理由がない限り、調整期間中において容量停止計画の調整依頼に応じていただきます。

容量停止計画の調整が必要なメインオークションで落札した安定電源及び変動電源（単独）と、それらの差替先となった電源等を保有する容量提供事業者は、作業停止等の理由をふまえ、発電契約者等の関係者と停止容量・停止期間の調整が可能かどうか確認します。

調整が可能である場合、発電契約者等の関係者と停止容量・停止期間の調整を行い、変更済みの容量停止計画を提出してください（図 3-7 参照）。

注1：調整 期間中の 調整を可能とする容量停止計画について

調整期間中の各ステップで調整を可能とする対象の容量停止計画が変更されます。

・STEP1（2022年11月第1週から11月第2週）

全ての電源を対象に容量停止計画の変更が可能です。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP1 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP2（2022年11月第3週から12月第1週）

STEP1 と同様に全ての電源を対象に容量停止計画の変更が可能です。なお、STEP1 終了時点で調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、調整不調電源の対象外として判定された状態が一旦無効となります。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP2 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

STEP2 の期間は、本機関が提示する情報で、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更はできません。

・STEP3（2022年12月第2週から12月第4週）

原則として、STEP2 終了時点で調整不調電源となっている電源を対象に容量停止計画の変更が可能です。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP3 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

STEP3 の期間は、本機関が提示する情報で、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更はできません。

・STEP4（2022年12月第5週）

STEP3 までの作業調整の結果、供給信頼度に影響を与える状況が解消されなかった場合に限り、個別調整が実施されます。

個別調整が実施される場合、事業者情報に登録されているメールアドレスに直接調整依頼のメールが送付されます。容量停止計画の変更が可能な容量提供事業者は、調整に応じてください。

なお、供給力の確保状況により調整期間を延長する場合があります

注2：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者から情報共有を受け、作業調整を行ったうえで、容量停止計画を提出する必要があります。

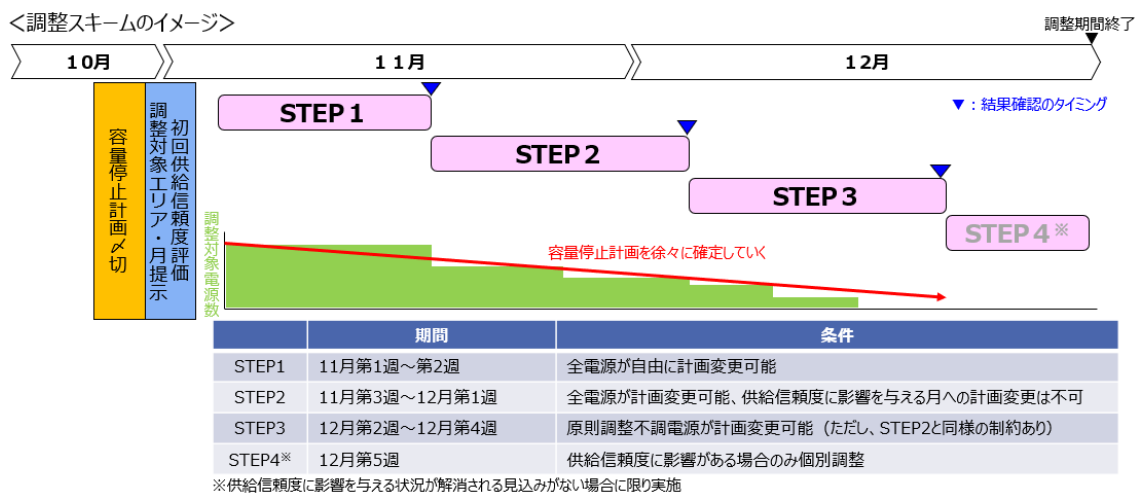


図 3-7 容量停止計画調整スキーム

調整期間終了時において調整不調電源と通知されている電源のうち、調整を行わず容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の提出を行わなかった電源及びやむを得ない理由が認められなかった電源は、調整不調電源に科される経済的ペナルティが確定し、容量確保契約金額が減額されます。

注：調整に応じることができないやむを得ない理由

容量停止計画の調整が必要となる場合でも、やむを得ない理由により調整に応じることができない場合は、調整不調電源とならない可能性があります。やむを得ない理由としては以下が挙げられます。具体的には調整ができない理由を本機関に提出していただき、個別に確認いたします。

- ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整する場合など）
- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合・その他本機関が妥当であると認めた場合

3.1.3 変更済み容量停止計画の提出手続

本項では、変更済み容量停止計画の提出手続について説明します（図 3-8 参照）。

3.1.3.1 変更済み容量停止計画の提出手続

3.1.3 変更済み容量停止計画の提出手続

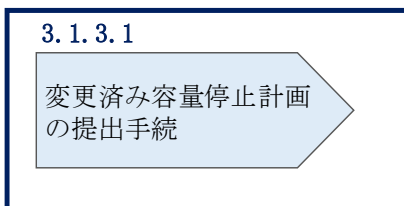


図 3-8 変更済み容量停止計画の提出手続

3.1.3.1 変更済み容量停止計画の提出手続

容量停止計画の停止容量・期間を調整した容量提供事業者は、変更済み容量停止計画を容量市場システムに登録する必要があります。

容量停止計画の提出用 CSV ファイルは、容量市場システムからダウンロードして修正してください。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号（10桁）」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。出力した CSV ファイルを、『2.1.5.1 容量市場システムへの提出』を参照のうえ修正してください。なお、「登録区分」には半角数字の「2」を入力してください。

容量停止計画の提出用 CSV ファイルの修正後、容量市場システムに登録してください。なお、修正した容量停止計画のファイル名は『2.1.5.1 容量市場システムへの提出』を参照のうえ、設定してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「容量停止計画登録・変更・取消」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたことを確認し、「アップロード」ボタンをクリックして提出を完了します。なお、1 計量単位に複数ユニットがある場合、容量停止計画は容量市場システムに登録している電源等情報の詳細情報単位で提出する必要があります。

第4章 容量確保契約金額の減額の確定手続

本章では、容量確保契約金額の減額の確定手続に関する以下の内容について説明します（図 4-1 参照）。

4.1 容量確保契約金額の減額の確定手続

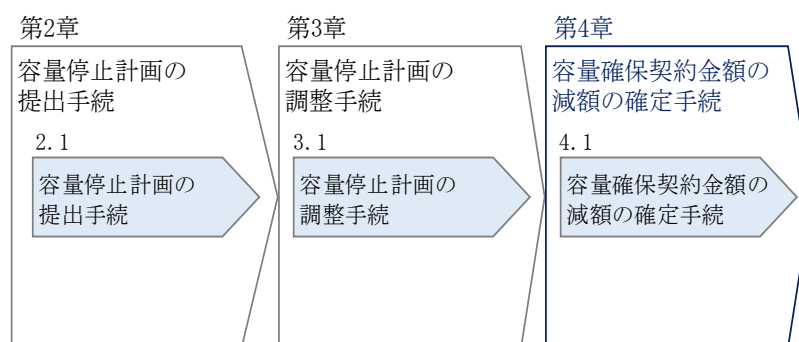


図 4-1 第4章の構成

4.1 容量確保契約金額の減額の確定手続

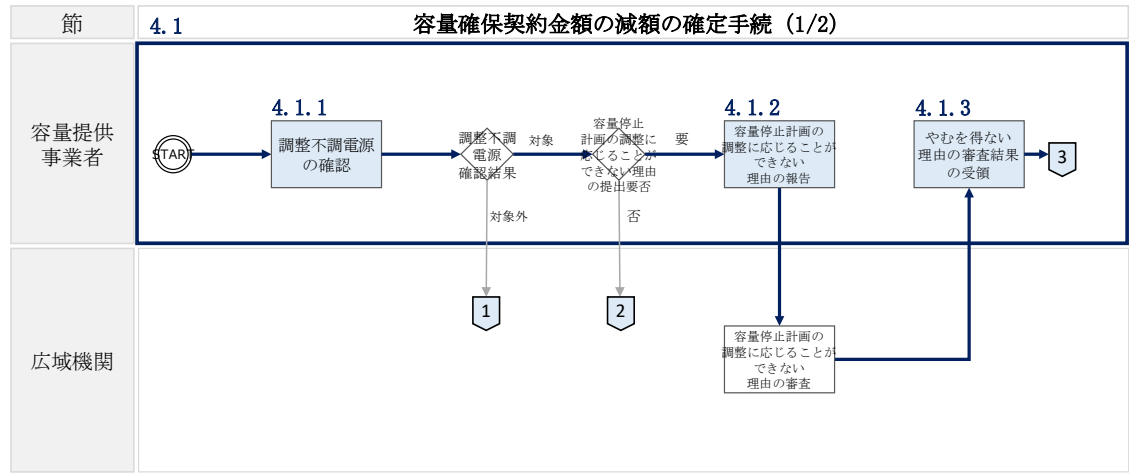
本節では、容量確保契約金額の減額の確定手続について説明します（図 4-2 参照）。

- 4.1.1 調整不調電源の確認
- 4.1.2 容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告
- 4.1.3 やむを得ない理由の審査結果の受領
- 4.1.4 審査結果への異議申立
- 4.1.5 異議申立の妥当性審査結果の受領
- 4.1.6 最終的な判断結果の確認

第4章 容量確保契約金額の減額の確定手続

4.1 容量確保契約金額の減額の確定手続

凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ



凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ

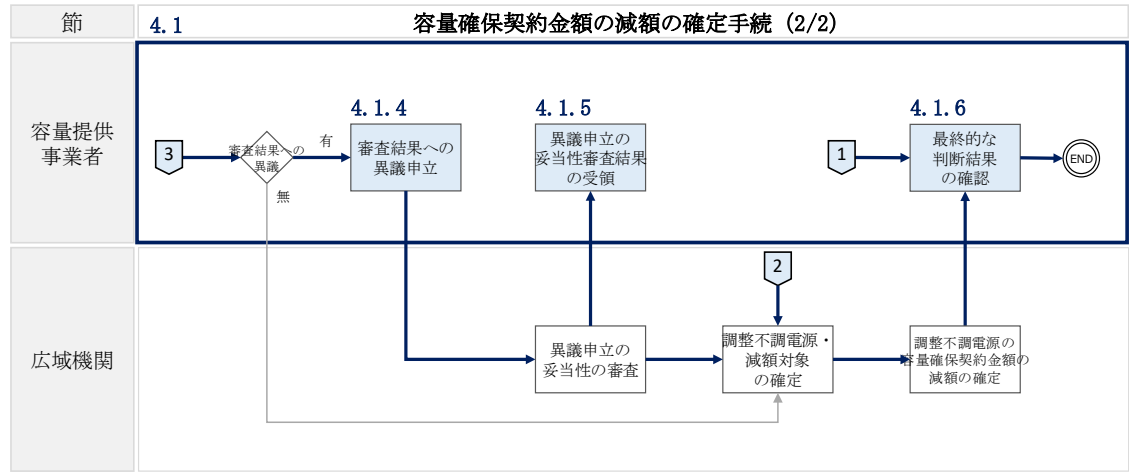


図 4-2 容量確保契約金額の減額の確定手続の詳細構成

4.1.1 調整不調電源の確認

本項では、調整不調電源の確認について説明します（図 4-3 参照）。

4.1.1.1 調整不調電源となった電源の確認

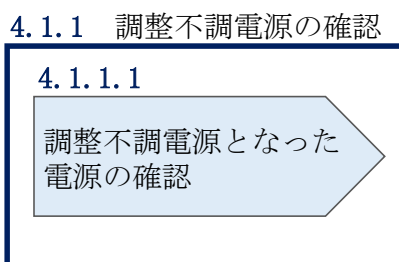


図 4-3 調整不調電源の確認

4.1.1.1 調整不調電源となった電源の確認

容量停止計画の調整期間中に調整不調電源の登録通知を受けた電源について、容量停止計画の調整期間の終了以降に調整不調となっているかどうか確認する必要があります。容量停止計画が調整不調エリア・時期に該当する場合、電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額の減額対象となります。

調整不調電源となったか否かは、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧」画面へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独））」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックします。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」を確認してください（図 4-4 参照）。電源が調整不調電源でない場合は、「日数」「減額率[%]」の欄が空欄、又は同欄に「0」と表示されます。

容量市場システム

ログイン日時: 2021/02/05 15:52 ユーザー名: 世地 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報詳細画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面

実需給年度	2044	
事業者コード	7Y03	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者C000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[%]	50.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率[%]	6.0000
	広域確保判断結果	
画面更新	更新	

図 4-4 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ

4.1.2 容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告

本項では、容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について説明します（図 4-5 参照）。

4.1.2.1 容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告

4.1.2 容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告

4.1.2.1

容量停止計画の調整
に応じることができ
ない理由の報告

図 4-5 容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告の手順

4.1.2.1 容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告

電源が調整不調電源の登録を受けた後でも、調整に応じることができないやむを得ない理由があるときは本機関に理由を報告し、本機関が容量停止計画の調整ができなかった理由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象外となる可能性があります。

ただし、容量停止計画を提出しているエリア・時期が供給信頼度確保に影響を与えている場合、メーカー・作業員の確保の理由等を報告している容量停止計画は、供給信頼度確保に影響を与える際の減額対象であることは変わりません。

容量停止計画の調整に応じられなかった場合、2023 年 1 月最終営業日までに、下記の注に記載されているやむを得ない理由をメールにて報告することができます。異議申立のメールには、容量停止計画の調整に応じられないやむを得ない理由と、電源等情報を記載し、原則第三者が作成したやむを得ない理由を証明する資料を添付してください。送付先は以下の通りです。

本機関（▼▼係：email：XXX）

なお、調整に応じることができないやむを得ない理由がない場合は、調整に応じることができないやむを得ない理由の報告を行う必要はありません。その場合、2023 年 2 月末日に調整不調電源に科される経済的ペナルティが確定し、容量確保契約金額が減額率に基づいて減額されます（『4.1.6.1 最終的な判断結果の確認』参照）。

注1：調整に応じることができないやむを得ない理由

容量停止計画の調整が必要となる場合でも、やむを得ない理由により調整に応じることができない場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象とならない可能性があります。やむを得ない理由としては以下が挙げられます。具体的には理由を本機関に提出していただき、個別に確認いたします。

- ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）
- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・その他、本機関が妥当であると認めた場合

注2：「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」の対象外とならない理由

調整不調電源となった場合、容量停止計画を提出しているエリア・時期の供給信頼度の確保状況に応じて、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」と「追加設備量を利用する場合の減額」が科されます。

調整に応じることができないやむを得ない理由を提出し、「追加設備量を利用する場合の減額」の対象でなくなったとしても、次の理由の場合は、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」については減額対象となります。

- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・その他本機関が対象外であると判断した場合

4.1.3 やむを得ない理由の審査結果の受領

本項では、やむを得ない理由の審査結果の受領について説明します（図 4-6 参照）。

4.1.3.1 やむを得ない理由の審査結果の受領

4.1.3 やむを得ない理由の審査結果の受領

4.1.3.1

やむを得ない理由の
審査結果の受領

図 4-6 やむを得ない理由の審査結果の受領

4.1.3.1 やむを得ない理由の審査結果の受領

容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由を提出した全てのメインオークションで落札した安定電源及び変動電源（単独）と、それらの差替先となった安定電源及び変動電源（単独）には、やむを得ない理由の審査結果が2023年2月末日の10営業日前までに本機関よりメールで送付されます。容量提供事業者は本機関からの審査結果を受領後、内容を確認してください。

メールには、電源ごとの審査結果（複数ユニットある場合はユニットごと）と、減額率が記載されています。

注1： 減額率の算定

減額（経済的ペナルティ（円））は、容量確保契約金額に本機関で算定した減額率、経過措置係数と調整不調の日数を乗じた値となります。減額率は、追加設備量を利用する場合と供給信頼度確保に影響する場合で異なります（図4-7参照）。

- ・追加設備量を利用する場合に容量確保契約金額から減額される金額

$$= \text{契約単価} \times \text{契約容量} \times \text{経過措置係数} \times 0.3\% \times \text{調整不調の日数}$$
（追加設備量を利用する量の割合で補正）
- ・供給信頼度確保に影響を与える場合に容量確保契約金額から減額される金額

$$= \text{契約単価} \times \text{契約容量} \times \text{経過措置係数} \times 0.6\% \times \text{調整不調の日数}$$
（供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正）

注2： 調整期間の終了以降に容量停止計画を提出・変更した場合の減額率

容量停止計画の調整期間の終了以降にやむを得ない理由がなく作業調整の対象となる容量停止計画を追加・変更し、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。

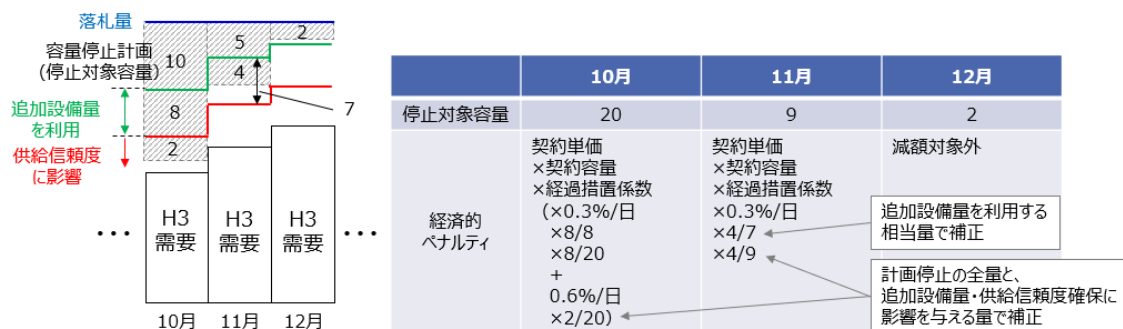


図4-7 減額率の補正の考え方

4.1.4 審査結果への異議申立

本項では、審査結果への異議申立について説明します（図 4-8 参照）。

4.1.4.1 審査結果への異議申立

4.1.4 審査結果への異議申立

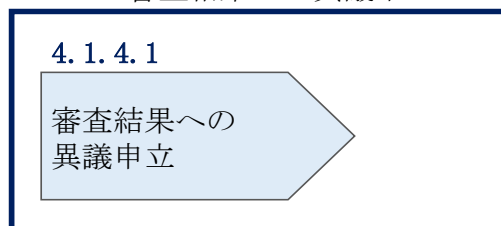


図 4-8 審査結果への異議申立

4.1.4.1 審査結果への異議申立

本機関から受領したやむを得ない理由の審査結果に対して異議がある場合、容量提供事業者は審査結果の受領から5営業日以内に異議申立を行うことができます。

異議申立を行う際は、「やむを得ない理由の妥当性審査結果」「容量停止計画の停止理由」「異議申立の内容」を明記し、メールにて送付します。送付先は以下の通りです。

宛先：XXXX@occto.or.jp

4.1.5 異議申立の妥当性審査結果の受領

本項では、異議申立の妥当性審査結果の受領について説明します（図 4-9 参照）。

4.1.5.1 異議申立の妥当性審査結果の受領

4.1.5 異議申立の妥当性審査結果の受領

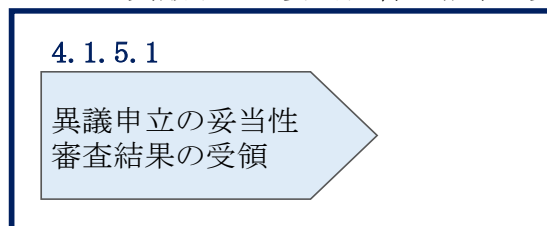


図 4-9 異議申立の妥当性審査結果の受領

4.1.5.1 異議申立の妥当性審査結果の受領

本機関は異議申立受領後、異議申立の妥当性について審査します。容量提供事業者は、本機関からの異議申立の妥当性審査結果を受領後、内容を確認してください。

異議申立が認められた場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となることを免れ、減額対象でなくなります。ただし、容量停止計画を提出しているエリア・時期が供給信頼度確保に影響を与えている場合は、メーカー・作業員の確保の理由等で調整不調電源に科される追加設備量を利用する場合の減額対象となることを免れたとしても、供給信頼度確保に影響を与える際の減額対象であることは変わりません。

異議申立が認められなかった場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティが確定します。経済的ペナルティが確定した場合は、容量確保契約金額が減額率に基づいて減額されます。

4.1.6 最終的な判断結果の確認

本項では、本機関の最終的な判断結果の確認について説明します（図 4-10 参照）。

4.1.6.1 最終的な判断結果の確認

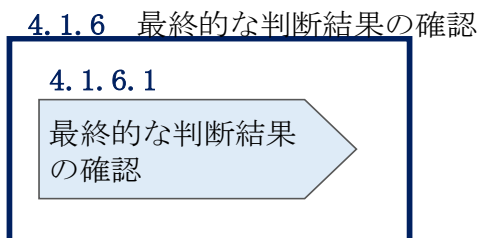


図 4-10 最終的な判断結果の確認

4.1.6.1 最終的な判断結果の確認

容量停止計画の調整業務の対象となった電源は、2023 年 2 月末日時点で、調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額が確定します。

容量停止計画の調整業務の対象となっている全ての容量提供事業者は、2023 年 2 月末日の時点で、電源が調整不調電源となっているか及び減額対象となっているか、本機関が供給信頼度の確保状況及びやむを得ない理由の審査結果を踏まえて行った最終的な判断結果の確認を行ってください。

電源が調整不調電源となっているかどうか及び容量確保契約金額の減額は、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧画面」へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独））」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックして「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」「広域機関判断結果」を確認してください（図 4-11 参照）

実需給年度	2044	
事業者コード	7Y03	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者C000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[%]	50.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率[%]	8.0000
	広域機関判断結果	

図 4-11 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ

確認の結果、「広域機関判断結果」が「ペナルティ要素対象」となっている場合、容量確保契約金額の減額を反映した変更契約書の締結が必要となります。

変更契約書の締結に係る手続は、容量市場業務マニュアル（メインアクションへの応札・容量確保契約書の締結編）（対象実需給年度：2024 年度）を参照してください。

Appendix.1 様式一覧

様式 1	広域受付番号入力シート
様式 2	流通設備作業に伴う発電制約一覧

様式1 広域受付番号入力シート

[illegible]

様式2 流通設備作業に伴う発電制約一覧

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧（YYYY年度 受渡分）』

YYYY年MM月DD日

〇〇株式会社殿
（または）電力広域的運営推進機関

〇〇電力〇〇株式会社
〇〇部 中央給電指令所
所長名 等

YYYY年度の流通設備作業停止に伴い、貴社の発電制約は以下のとおり必要となります。

作業 NO	作業停止範囲 (流通設備名・番号)		作業期間		区分	作業 内容	制約 NO	制約期間		制約対象 設備	制約対象 発電機	制約量	制約理由	備考
			開始	終了				開始	終了					
1	〇〇送電線	2号線	MM月DD日 hh時mm分	MM月DD日 hh時mm分				MM月DD日 hh時mm分	MM月DD日 hh時mm分			別紙〇		
2	△△変電所 275kV	乙母線												
3	□□変電所 154kV	1号変圧器												
4														
5														

〈補足事項〉

- ・区分：「単日」、「毎日」、「連続」（制約が発生する区分を記載）
- ・制約理由：「熱容量」、「安定度」、「電圧」、「短絡地絡容量」、「周波数」

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧(YYYY年度 受渡分)』(別紙○)

作業停止範囲	制約期間開始	制約期間終了	制約対象設備	制約対象発電機

【発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量(送電線値)】

(単位: kW)

時間	MMJ分				MMJ分			
	平日	土曜	日曜祝日	節分日	平日	土曜	日曜祝日	節分日
0:00~0:30								
0:30~1:00								
1:00~1:30								
1:30~2:00								
2:00~2:30								
2:30~3:00								
3:00~3:30								
3:30~4:00								
4:00~4:30								
4:30~5:00								
5:00~5:30								
5:30~6:00								
6:00~6:30								
6:30~7:00								
7:00~7:30								
7:30~8:00								
8:00~8:30								
8:30~9:00								
9:00~9:30								
9:30~10:00								
10:00~10:30								
10:30~11:00								
11:00~11:30								
11:30~12:00								
12:00~12:30								
12:30~13:00								
13:00~13:30								
13:30~14:00								
14:00~14:30								
14:30~15:00								
15:00~15:30								
15:30~16:00								
16:00~16:30								
16:30~17:00								
17:00~17:30								
17:30~18:00								
18:00~18:30								
18:30~19:00								
19:00~19:30								
19:30~20:00								
20:00~20:30								
20:30~21:00								
21:00~21:30								
21:30~22:00								
22:00~22:30								
22:30~23:00								
23:00~23:30								
23:30~24:00								

(補足事項)

- ・“-”と表記されたコマは「制約期間外のため発電制約無し」、”0”と表記されたコマにおいて「同属した発電機作業工區変更、想定需要等が変更となった場合の制約量は【発電機作業停止がない場合における発電制約量(送電線値)】をご覧ください。
- ・発電機作業停止を実施しても制約設備の運用容量を超過する(発電制約が生じる)場合は、作業停止発電機も含めた発電機で発電制約量を算出しています。
- ・”特殊日”とは、○月○日(○の日の)、○月○日(○の日の)を指します。(一般送配電事業者に定める日)

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧(YYYY年度 受渡分)』(別紙○)

作業停止期間	制約期間開始	制約期間終了	制約対象設備	制約対象発電機

【発電機作業停止がない場合における発電制約量(送電端値)】

(単位: kW)

時間	MM/分				MM/分			
	平日	土曜	日曜祝日	特例日	平日	土曜	日曜祝日	特例日
0:00~0:30								
0:30~1:00								
1:00~1:30								
1:30~2:00								
2:00~2:30								
2:30~3:00								
3:00~3:30								
3:30~4:00								
4:00~4:30								
4:30~5:00								
5:00~5:30								
5:30~6:00								
6:00~6:30								
6:30~7:00								
7:00~7:30								
7:30~8:00								
8:00~8:30								
8:30~9:00								
9:00~9:30								
9:30~10:00								
10:00~10:30								
10:30~11:00								
11:00~11:30								
11:30~12:00								
12:00~12:30								
12:30~13:00								
13:00~13:30								
13:30~14:00								
14:00~14:30								
14:30~15:00								
15:00~15:30								
15:30~16:00								
16:00~16:30								
16:30~17:00								
17:00~17:30								
17:30~18:00								
18:00~18:30								
18:30~19:00								
19:00~19:30								
19:30~20:00								
20:00~20:30								
20:30~21:00								
21:00~21:30								
21:30~22:00								
22:00~22:30								
22:30~23:00								
23:00~24:00								

(補足事項)

・“-”と表記されたコマは「制約期間外のため発電制約無し」となります。

・“特例日”とは、○月○日(○○の日)、○月○日(○○の日)を指します。(一般送配電事業者等に定める日)

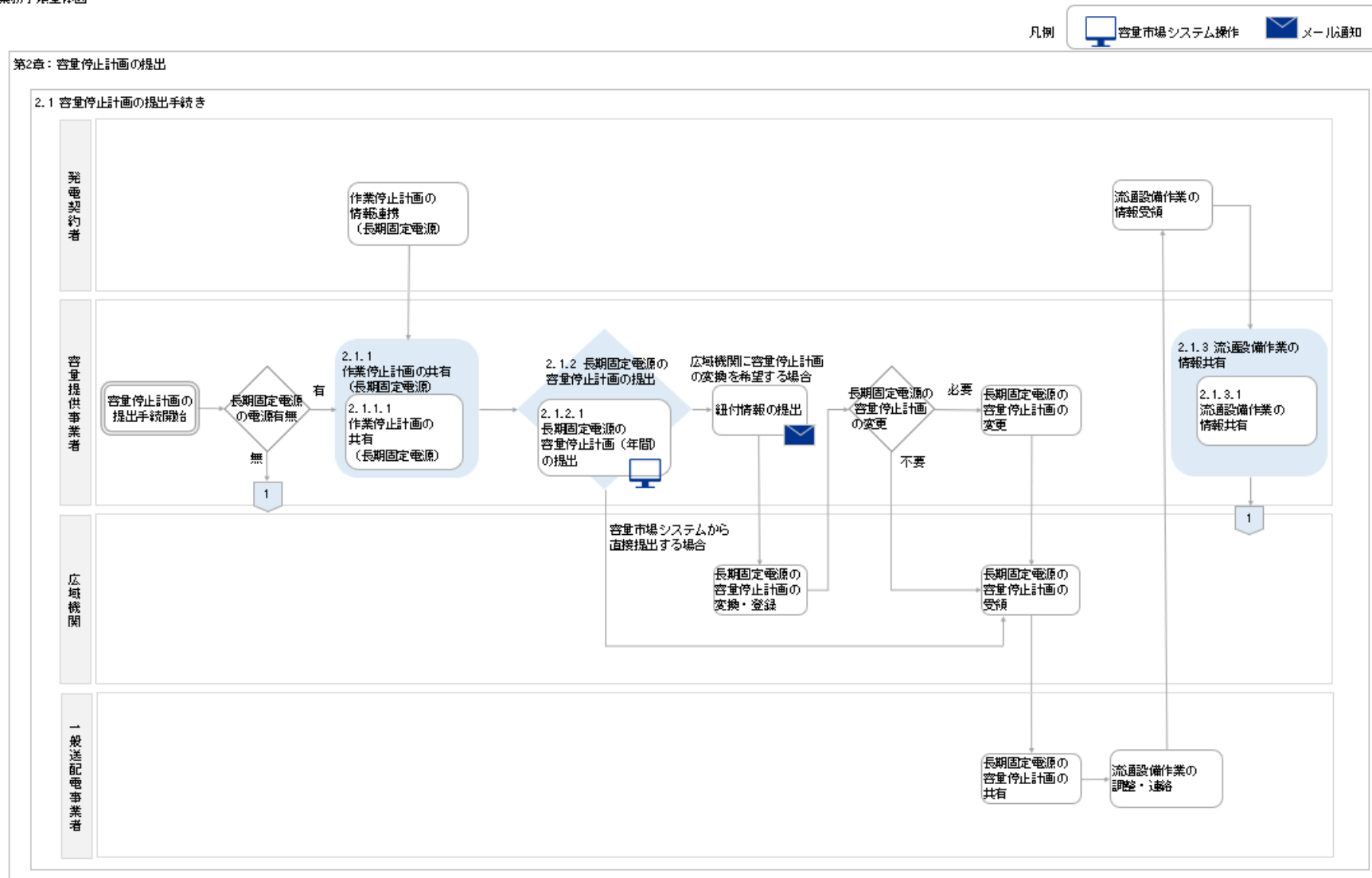
Appendix.2 図表一覧

図 1-1 容量停止計画の調整業務に関する実施期間	4
図 1-2 容量停止計画の調整業務の構成	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	6
図 1-4 月平均値の算定方法	9
図 2-1 第2章の構成	10
図 2-2 容量停止計画の提出手続の詳細構成	11
図 2-3 作業停止計画の共有	12
図 2-4 長期固定電源の容量停止計画の提出手続	14
図 2-5 流通設備作業の情報共有	16
図 2-6 容量停止計画の提出手続	18
図 2-7 容量市場システムへの提出	20
図 2-8 容量停止計画設定 CSV	21
図 2-9 容量停止計画登録の画面イメージ	25
図 2-10 一括登録・変更結果確認画面	26
図 2-11 容量停止計画一覧画面イメージ	27
図 2-12 容量停止計画の取下げイメージ	27
図 3-1 第3章の構成	28
図 3-2 容量停止計画の調整手続の詳細構成	28
図 3-3 調整が必要なエリア・時期の確認	30
図 3-4 調整が必要なエリア・時期の情報イメージ	31
図 3-5 調整不調電源としての登録状況の画面イメージ	32
図 3-6 容量停止計画の変更検討	33
図 3-7 容量停止計画調整スキーム	35
図 3-8 変更済み容量停止計画の提出手続	36
図 4-1 第4章の構成	37
図 4-2 容量確保契約金額の減額の確定手続の詳細構成	38
図 4-3 調整不調電源の確認	39
図 4-4 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ	40
図 4-5 容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告の手順	41
図 4-6 やむを得ない理由の審査結果の受領	42
図 4-7 減額率の補正の考え方	43
図 4-8 審査結果への異議申立	44
図 4-9 異議申立の妥当性審査結果の受領	44
図 4-10 最終的な判断結果の確認	45

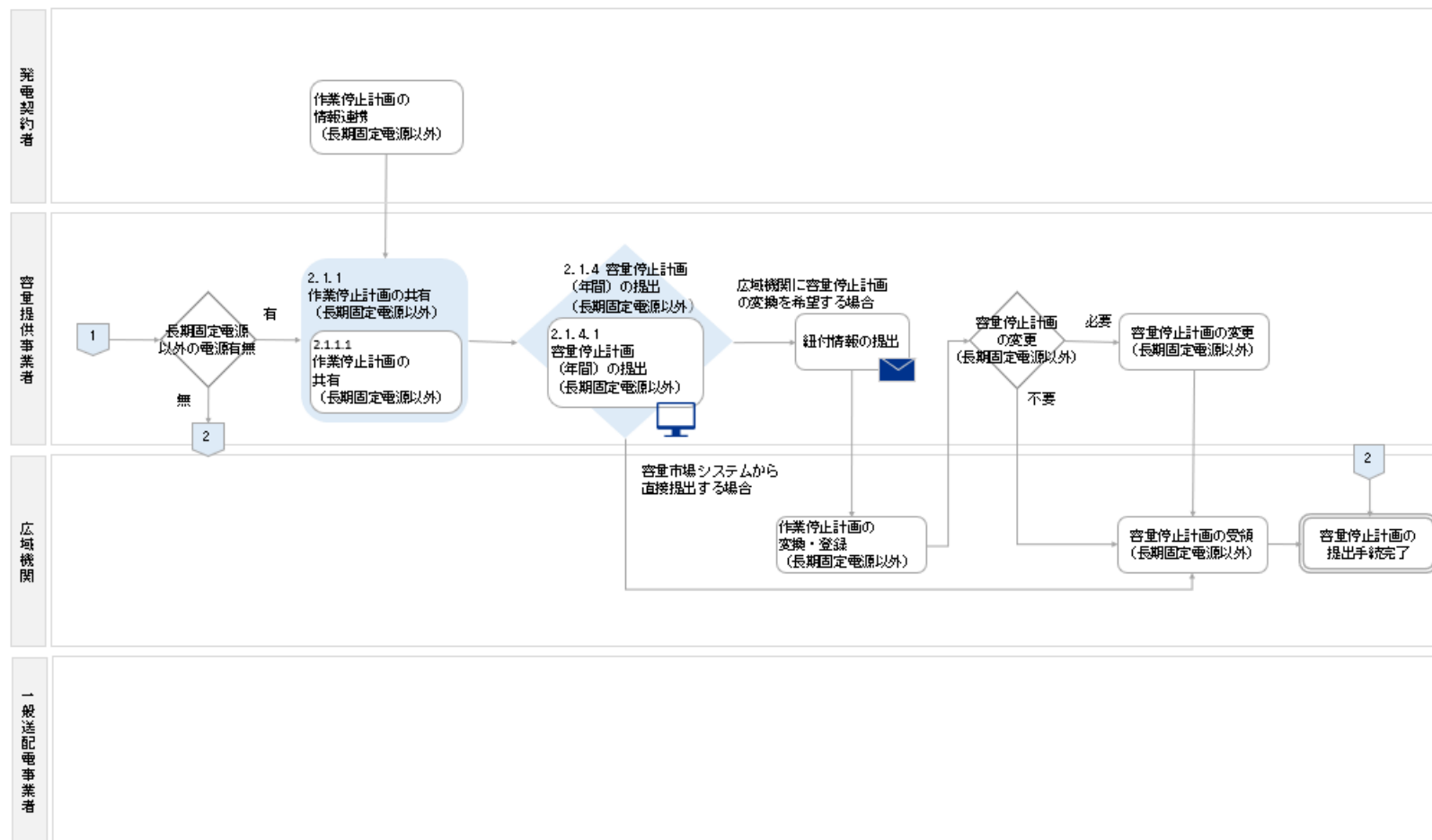
図 4-11 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ	46
---------------------------------	----

Appendix.3 業務手順全体図

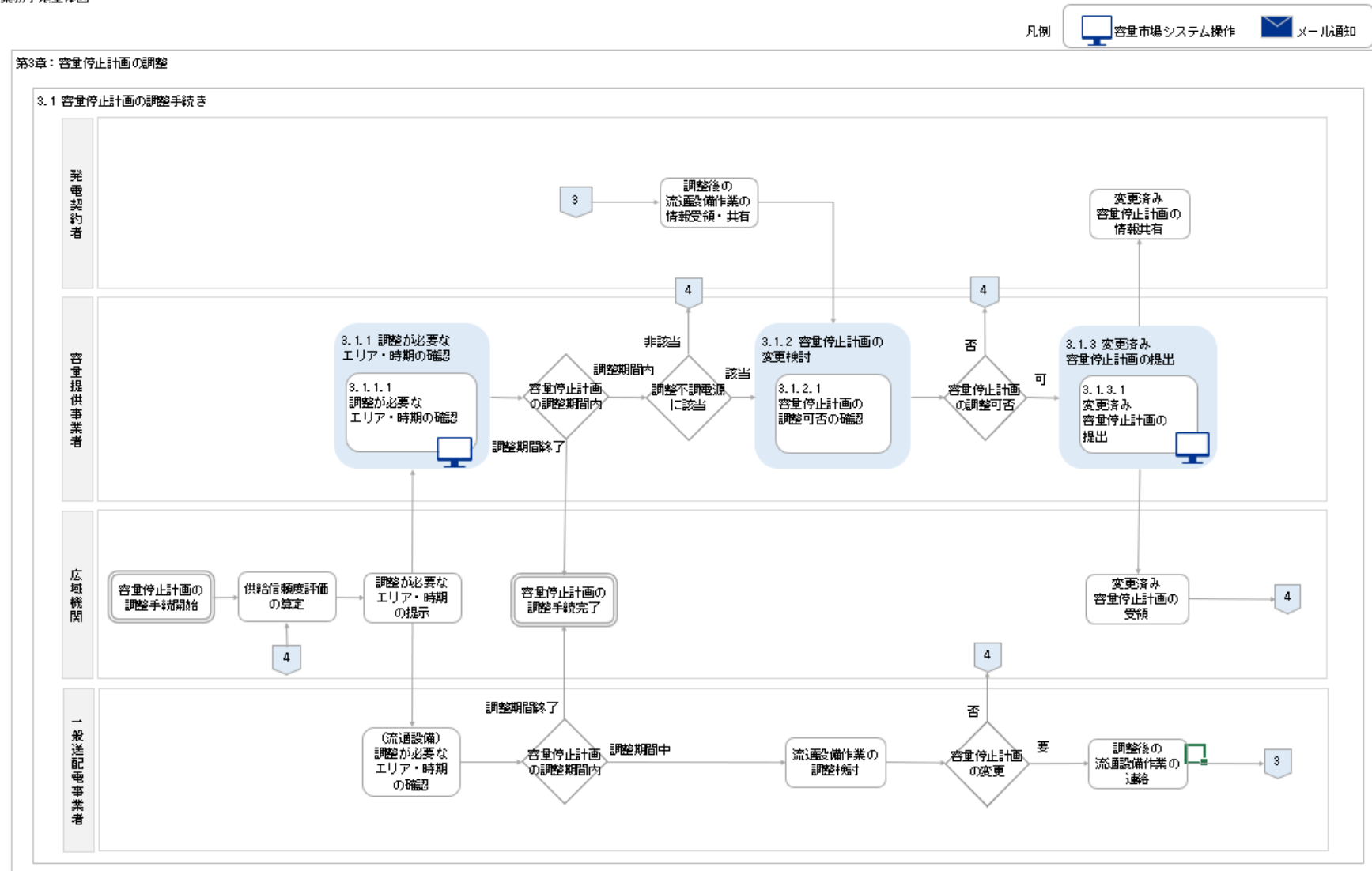
業務手順全体図



2.1 容量停止計画の提出手続き



業務手順全体図



業務手順全体図

